

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第1号 小坂町文化基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第1号 小坂町文化基金条例を廃止する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町文化基金条例を廃止しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、文化振興の一定の役割を終えたと判断されることから、妥当なものであります。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告による質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第2号 小坂町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第2号 小坂町特別会計条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町文化基金条例を廃止する条例制定に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、基金条例の廃止に伴い会計を廃止するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告による質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第3号 平成31年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

議案第3号 平成31年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

（1）歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億8,300万円であります。

（2）歳入の主なものは、町税6億4,302万円、地方交付税17億円、国庫支出金2億9,372万5,000円、県支出金1億9,870万2,000円、町債3億8,360万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は15.8%（前年度15.9%）となり、前年度6

億1,677万6,000円に比べ、額においては2,624万4,000円（4.3%）の増となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると、自主財源は13億1,347万円で、歳入で占める構成比率は32.2%（前年度は12億2,071万2,000円、31.6%）となり、前年度に比べ0.6%の増となっている。

（3）歳出の主なものは、総務費5億6,718万8,000円、民生費8億7,195万6,000円、衛生費3億9,606万1,000円、土木費4億5,327万2,000円、教育費5億6,073万4,000円、公債費5億6,181万8,000円である。

歳出において大きく構成比率を占めるものは、民生費21.4%で前年度比2,521万1,000円（2.8%）の減、総務費13.9%で前年度比5,005万5,000円（9.7%）の増、公債費13.8%で前年度比912万1,000円（1.7%）の増、教育費13.7%で前年度比1億5,470万円（38.1%）の増、土木費11.1%で前年度比1,460万7,000円（3.3%）の増、衛生費9.7%で前年度比2,410万7,000円（6.5%）の増となっている。

①消費的経費は25億1,411万9,000円で、予算額に占める割合は61.5%となり、前年度に比べ5.9%の増となっている。

内容の主なものは、人件費7億1,941万6,000円、前年度比5.5%の増、物件費6億3,009万7,000円、前年度比4.7%の増、補助費等7億1,569万6,000円、前年度比9.9%の増となっている。

②投資的経費については4億8,853万円で、予算額に占める割合は12.0%となり、前年度に比べ22.6%の増となっている。

内容の主なものは、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,153万円、商工費においては、産業振興促進条例に係る施設整備費補助と起業支援補助合わせて1,100万円、土木費においては、町道・側溝等改修1,635万5,000円、一本杉地区流雪溝設置2,470万6,000円、橋梁長寿命化4,115万5,000円、町道永楽町1号線・向陽線舗装補修2,674万7,000円、町道上向1号線道路改良2,985万7,000円、町道上小坂2号線道路改良3,089万5,000円、道の駅整備1,130万5,000円、町営住宅改修・屋根ふきかえ等1,605万5,000円、教育費においては、交流センターアリーナ防災機能強化工事4,133万円、川上公民館整備工事1億6,759万6,000円である。

③その他の経費は10億8,035万1,000円で、予算額の26.5%を占めており、前年度に比べ1.4%の減となっている。

内容の主なものは、公債費5億6,181万8,000円、小坂町中小企業振興資金預託金5,000万

円、国民健康保険特別会計繰出金5,884万1,000円、後期高齢者医療広域連合負担金8,751万5,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億1,525万7,000円、サービス事業勘定繰出金397万4,000円、下水道事業特別会計繰出金1億1,837万6,000円などとなっている。

(4) 町債については、町道整備や川上公民館整備事業等3億8,360万円(前年度3億970万円)を計画している。なお、地方債の平成31年度末における現在高は、48億5,836万円となる見込みである。

(5) 一時借入金の借り入れ最高額は4億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

平成31年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

反対意見はありません。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い各般にわたる意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重し、最少の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、財政の健全化は喫緊の課題であることから、行財政改革を積極的に推進しながらも、町民の生活に直結した要望に積極的に取り組むこと。

2、にぎわい創出事業の小坂鉄道レールパークにおいては、施設整備や経営の長期的な計画を策定し、計画内容によっては運営方法の見直しをすること。

3、担い手農家の育成を図りながら6次産業化を進めるとともに、土地改良区が取り組んでいる基盤整備については、地域からの合意が得られるように積極的に取り組むこと。

4、少子化の現状から、誰もが安心して子育てができる環境整備を図る上でも、第一子誕生からの支援を手厚くする政策について検討すること。

5、指定管理者制度の趣旨を認識するとともに、指定管理者が管理する施設の運営状況を十分に精査して、指定管理料の積算については明確なものとする。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第4号 平成31年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第4号 平成31年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6億2,108万6,000円と定めている。

（1）歳入の主なものは、保険税8,331万7,000円（予算総額の13.4%）、県支出金4億7,880万7,000円（77.1%）、繰入金5,884万2,000円（9.5%）である。

（2）歳出の主なものは、保険給付費4億5,768万1,000円（73.7%）、国民健康保険事業費納付金1億3,624万円（21.9%）である。

また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、809世帯を対象とした国民健康保険の実施に必要な経費等を計上したものであり、適正な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第5号 平成31年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（樫谷竹治君） 議案第5号 平成31年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ7,510万9,000円と定めている。

(1) 歳入の主なものは、保険料5,019万7,000円（予算総額の66.8%）、一般会計繰入金2,468万2,000円（32.9%）である。

(2) 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7,403万2,000円（98.5%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上したものであり、適正な措置と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第6号 平成31年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

[予算特別委員長 椿谷竹治君登壇]

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第6号 平成31年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

(1) 保険事業勘定は、予算総額が7億9,578万7,000円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億2,207万3,000円（予算総額の15.3%）、国庫支出金2億1,168万3,000円（26.6%）、支払基金交付金2億445万円（25.7%）、繰入金1億3,895万2,000円（17.5%）である。歳出の主な内容は、総務費1,027万円（1.3%）、保険給付費7億2,909万円（91.6%）、地域支援事業費5,429万1,000円（6.8%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円となっている。

(2) 介護サービス事業勘定は予算総額が491万6,000円で、歳入の主な内容はサービス収入94万2,000円（予算総額の19.2%）、一般会計繰入金397万4,000円（80.8%）であり、歳出の主な内容は総務費64万1,000円（13.0%）、サービス事業費426万5,000円（86.8%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は300万円となっている。

予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上したものであり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第7号 平成31年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第7号 平成31年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ6,280万9,000円と定めている。

（1）歳入の主なものは、診療収入3,807万5,000円（予算総額の60.6%）、一般会計繰入金2,279万6,000円（36.3%）、諸収入193万7,000円（3.1%）である。

（2）歳出は、診療所費6,207万6,000円（98.8%）、公債費73万3,000円（1.2%）となっている。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するため必要な経費を計上したものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第8号 平成31年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第8号 平成31年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ1,026万5,000円と定めている。

(1) 歳入の主なものは、共済掛金収入122万4,000円(予算総額の11.9%)、基金繰入金882万2,000円(85.9%)、財産運用収入20万6,000円(2.0%)、一般会計繰入金1万2,000円(0.1%)である。

(2) 歳出は、共済事業費1,026万5,000円(100%)となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に寄与する上に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第9号 平成31年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第9号 平成31年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ300万3,000円と定めている。

（1）歳入は、財産運用収入3,000円（予算総額の0.1%）、貸付金収入245万2,000円
（81.7%）、基金繰入金54万8,000円（18.2%）である。

（2）歳出は、財産管理費300万3,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で就学困難
な人に対し奨学資金を貸与するために必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり
可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第10号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第10号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ3億1,243万1,000円と定めている。

(1) 歳入の主なものは、分担金及び負担金262万4,000円（予算総額の0.8%）、使用料及び手数料4,553万円（14.6%）、国庫支出金5,000万円（16.0%）、一般会計繰入金1億1,837万6,000円（37.9%）、諸収入50万円（0.2%）、町債9,540万円（30.5%）となっている。

(2) 歳出は、米代川流域関連公共下水道建設事業として、1億3,017万2,000円（41.7%）、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金3,376万4,000円（10.8%）、公債費1億2,899万1,000円（41.3%）などである。

また、一時借入金の借り入れの最高額は1億円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業推進に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第11号 平成31年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 樫谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（樫谷竹治君） 議案第11号 平成31年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ177万6,000円と定めている。

(1) 歳入の主なものは、土地貸付収入165万6,000円（予算総額の93.2%）となっている。

(2) 歳出は、財産管理費177万6,000円(100%)である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長(目時重雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(目時重雄君) 日程第12、議案第12号 平成31年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○**予算特別委員長（樺谷竹治君）** 議案第12号 平成31年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,138戸、年間総給水量46万7,004m³、1日平均給水量1,276m³の業務を行うに必要な予算措置をしている。

(1) 収益的収入は2億5,636万7,000円で、その主な内容は営業収益1億3,247万6,000円、営業外収益1億2,388万1,000円などである。

(2) 収益的支出は2億5,528万8,000円で、その主な内容は営業費用2億546万4,000円、営業外費用4,962万4,000円などである。

(3) 資本的収入は4,990万9,000円で、その主な内容は企業債2,900万円、出資金1,004万3,000円、負担金117万3,000円となっている。

(4) 資本的支出は1億7,831万9,000円で、その内容は建設改良費4,692万7,000円、企業債償還金1億3,139万2,000円となっている。

(5) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,841万円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額325万6,000円、過年度損益勘定留保資金1億2,515万4,000円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上したものであり、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第13号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第13号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについての報告書。

1、議案の要旨。

一般会計からの繰り入れできる金額を定めるというものである。

2、議案可決の理由。

地方公営企業法の適用を受けていない特別会計に、一般会計から基準外の繰り入れをする場合には、地方財政法第6条の規定により議会の議決を必要とするものであり、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はなかった。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第14号 小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第14号 小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、個人情報の定義が明確化されたことによるものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるための必要な事項を規則で定め

る規定を加えるものであり、働き方改革を推進する上で妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

人事院規則の一部改正により、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者が育児休業をすることができることを定めるものであり、仕事と育児の両立を図るためには妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第17号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第17号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

本年10月の消費税増税による財源を活用した低所得者層に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、保険料軽減の対象を町民税非課税世帯へと拡大するために条例を改正しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第18号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第18号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

国の基準の一部改正により、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、訪問介護員の定義が改められたことに伴い条例を改正しようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第19号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第19号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

国の基準の一部改正により、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、国の基準の一部改正により、その内容に沿って条例の改正をしようとするものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第20号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第20号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

平成28年4月1日に3カ年の時限措置として施行した小坂町産業振興促進条例が、平成31年3月31日でその効力の期限を迎えることから、同条例の有効期限を平成34年3月31日まで3年延長するために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、今後も雇用創出を伴う企業誘致や町内企業の設備投資に対する支援を行い、産業の振興と地域の活性化を図るためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第21号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第21号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

山手住宅の駐車場使用料を定めるために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、山手住宅の利便性を図るためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第22号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第22号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一

部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

中学生以下の児童・生徒の体育施設の利用を無料とするために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、中学生以下の児童・生徒の健全育成を図るためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第23号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改

正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第23号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

中学生以下の児童・生徒の運動場の利用を無料とするために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、中学生以下の児童・生徒の健全育成を図るためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第24号 小坂町屋内温水プール使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第24号 小坂町屋内温水プール使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

中学生以下の児童・生徒の屋内温水プールの利用を無料とするために条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、中学生以下の児童・生徒の健全育成を図るためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第25号 小坂町保育所条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第25号 小坂町保育所条例を廃止する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

町立七滝保育所の閉所に伴い条例を廃止しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、同年代の集団生活による子供の成長を図るためには、少人数の保育所の閉所はやむを得ないものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 議案の可決の理由に掲げております、少人数の保育所の閉所はやむを得ない現状は、まさにそのとおり、それは理解するところでありますが、条例を廃止することにかかわってでありますけれども、休止という状況ではなくて、こういう場合は条例を廃止しなければならない、その根拠となるような法的な問題あるいは制度上の問題等

の不都合等については、委員会の中で何か論議されましたでしょうか。

○議長（目時重雄君） 委員長。

○産業教育常任委員長（亀田利美君） ただいまの1番議員にお答えしますが、この案件について追加の説明がありました。その追加というのは、休止によった場合に現状の保育所は使用できないと、使用目的も定められないと、こういう説明を受けておりますので、やはり閉所のほうがいいのかと、そういうような判断をしたところでございます。

○議長（目時重雄君） 1番。

○1番（鹿兒島 巖君） わかりました。

それでは、ちょっと休憩をいただいて、少し確認をしたいことがあります。よろしいですか。

○議長（目時重雄君） これより休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時33分

○議長（目時重雄君） 会議を再開します。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1番、鹿兒島議員。

○1番（鹿兒島 巖君） この案件につきましては、条例の提案可決の理由の中で述べられております部分で、集団生活による子供の成長を図るために少人数の保育所の閉所はやむを得ない、これは理解をいたします。

その上で、それでは保育所の存廃について、これを今すぐ、そういう状態であるから条例そのものを廃止するということについては、少し猶予を持っていただいたほうがよいのではないか。今後の地域の動向、子供さんの出生状況等々も含めながら、やはりあそこにあった保育所が存続できる可能性も全くないわけではないというふうに考えているところであります。

すし、また、もう一つは、閉所した後の施設の用途が仮に明確に定まった段階で、その段階で条例を廃止をして新たな使用目的に備えると。それが定まるまでは、閉所の状況に置いておいても何ら差し支えないものと考えます。そういう点で、地域の方々の思いも負いながら、今時点における条例の廃止については反対をさせていただきたい。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第26号 町道の認定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第26号 町道の認定についての報告書。

1、議案の要旨。

十和田湖和井内地区振興のために、その他町道1路線を新たに認定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、十和田湖の活性化を図るために、その他町道1路線を新たに認定しようとする

ものであります。妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第27号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第28号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第29号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第30号 平成30年度小坂町文化基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第31号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第32号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第33号 平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第34、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書についての報告書。

1、陳情の要旨。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

国の安全保障に関する事項であることは認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であります。

国民の生命、財産や領土、領海等を守る立場からも、国は全国知事会の提言に対して積極的に取り組むべきです。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第35、意見書案第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第36、陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情についての報告書。

1、陳情の要旨。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

最低限の生活を保障して、地域経済を活性化させるための地域間格差の是正と最低賃金の引き上げは必要であります。

同時に、中小企業への助成や融資などの支援策を拡充することも必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決し

た次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第37、意見書案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第2号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決いたしました。

ちょっと時間が早いですけれども、これより昼食休憩にいたしたいと思います。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

皆さんに、日程第34の陳情第1号の採決の結果でありますけれども、私、起立多数と申し上げました。これを起立全員でありましたので、起立全員ということで訂正を願いたいと、そういうふうにお願いします。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） それでは、日程第38、陳情第3号 消費税の増税中止を求める陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第3号 消費税の増税中止を求める陳情についての報告書。

1、陳情の要旨。

消費税の増税中止を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情不採択の理由。

消費税増税については、平成24年8月に「社会保障と税の一体改革関連法」が成立しております。

現行の社会保障制度を安定して継続していくためには、消費税の引き上げもやむを得ないものであります。

よって、当委員会は賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1番、鹿兒島議員。

○1番（鹿兒島 巖君） 私は、本陳情の趣旨に賛同し、陳情を採択すべきであるという立場で討論をさせていただきたいと思っております。

陳情の趣旨は、消費税を10%に引き上げることによる増税額が5.6兆円、これは減税分を差し引いても4.6兆円にもなる、1世帯当たり8万円の増税というふうに言われているものであります。

税率が5%から8%に引き上げられた当時の状況は、ご存じのようにその後、長い不況が起きました。今回の増税はこの不況の再来となりかねないということが1点ございます。また、この増税とあわせて、年金カット、医療、介護などの社会保障費の負担増、そして、賃金低下、物価上昇の三重苦となっている状況の中で、これ以上の増税は国民としては耐えられないというふうに思います。

加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う軽減税率、その後のインボイス問題は、その複雑さや曖昧さでは、内容が明らかになるにつれて混乱がおさまらず、その仕組みと実務の複雑さが、小規模零細業者を初め、国民にとっても耐えがたい負担となる状況であることが明らかになっているわけでありまして。

さらに、政府自身が発表いたしましたこの1月の景気動向指数は、これまでの足踏みから下方への局面変化に引き下げ、景気が数カ月前から後退局面に入った可能性が高いことを示しています。政府は2016年6月、世界経済は不透明感を増しているとして10%への増税を再延期いたしましたけれども、現在はこの不透明感を考えれば、この当時をさらに上回るリスクが高まっていると考えられます。

消費税増税は、小坂町民の暮らし向きとも不可分の問題であり、町民の暮らしを支える役割を担う議会としては採択すべきものと考えます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ございませんか。

6番。

○6番（宮 信君） 私は消費税の10%上げることには問題ないと思いますけれども、その部分よりも、どうしても今、カードで支払う部分が多くなってきているので、例えば小さい商売している店屋さん、例えば300円とか400円の買い物した部分をカードで支払うとか、例えば旅館業でほとんどの料金は支払いしているんですけども、あと残りの入湯税400円をカードで支払う。そうすると、カードの部分でうちら手数料を取られるんですよ。そうになると、非常に売り上げがちょっと下がってくる部分、多分、小さい企業だったら特にそれがあると思うんですよ。できれば、私はそこら辺をもう少し国がしっかりフォローしてもらわないと非常に困るので、だからここら辺の部分は何とも言えないんですけども、この趣旨とはちょっと違うかもしれないんですけども、非常に実際困っています。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、いいですか。討論ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、小坂町先例集第104号により陳情の議案について採決いたします。

この陳情は採択にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第39、陳情第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書についての報告書。

1、陳情の要旨。

幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

誰もが安心して子育てができる支援については、地方自治体の負担増とならないように、国の責任で行うべきものであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第40、意見書案第3号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第4号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第41、陳情第5号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第5号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書についての報告書。

1、陳情の要旨。

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求めるものであります。

2、陳情採択の理由。

国産の林業の振興を図り、山の保水力の回復と災害に強い森づくりを進めるためには、計画的な放置人工林の皆伐は必要であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎決議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第42、決議案第1号 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強いその尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

○1番（鹿兒島 巖君） 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強いその尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

沖縄における基地の問題は、沖縄と政府の問題ではありません。主権国家としての防衛の問題は主権を有する全ての国民の問題です。

沖縄県民は日本国民であり、日本国憲法の定める権利と義務、その理念のもとに定められた地方自治における権利と義務を国民として平等に有すことは言うまでもありません。

沖縄県民は辺野古新基地建設問題に対して2度の知事選、そして県民投票によって明確に意思表示を行いました。

しかし、政府は現在も、この県民の民意を尊重することなく、国民である沖縄県民の基本的人権と尊厳を傷つける形で負担を負わせ続けています。

以上のことから、政府に対して憲法と地方自治法の理念のもと、沖縄県民の民意を尊重す

ることを求めるものであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強いその尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議の提出についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（目時重雄君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

◎報告第1号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第43、報告第1号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

3番。

〔総務福祉常任副委員長 本田佳子君登壇〕

○総務福祉常任副委員長（本田佳子君） 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを報告いたします。

総務福祉常任委員会事務調査の報告。

調査事項。

地域支え合いの福祉について、日本一の子育てについてであります。

調査場所は、島根県の邑南町。

調査の目的とするところ。

類似町村の地域福祉に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とする。

調査期間は、平成30年10月1日から10月3日までであります。

調査委員は、委員長を除き4名であります。

調査の所感。

プロジェクトに対する町民からの信頼を得たことや、メディアを活用して邑南町のブランドを確立した手法は特筆すべきと感じた。U・Iターン者の割合が多く、特に20代から30代の女性が多いのは宣伝効果の一つだと思う。

子育てに対して経済的な支援だけではなく、A級グルメの構想的な地域活性化対策や地域コミュニティー活動と一体となった事業展開でないと、成果が上がらないのではないかと考えた。そのためには、行政の課を超えた連携をして、若手を中心とした職員から積極的な政策提案ができる環境整備が必要だと思う。

子育てに関しては、当町でも経済的な施策は十分行っているのに、それ以外での邑南町との違いは何なのかを考える必要がある。

また、地元の食と農産物はB級ではなく、生産者が一生懸命つくった農産物はA級であるという生産者の自信と誇りを育み発信するというコンセプトに学ぶべきところがあると感じた。都市圏の料理学校と連携して、19名の地域おこし協力隊がA級グルメに関連した仕事に従事しているのも成果の一つだと思う。

12地区の公民館で、地域コミュニティー実現を図るための地区別戦略が、町の各種プロジェクト事業を行うための受け皿になっているので、改めてきめ細かなコミュニティー活動の重要性を感じさせられた。

プロジェクト事業の推進については、改善を繰り返してようやく軌道に乗れたとのお話をお伺いし、人口減少や少子高齢化の中で失敗を恐れず成果を得るという気概を持って取り組んでいくまちづくりが必要であると改めて感じました。

以上で類似町村の地域福祉に関する事務調査の報告を終わりたいと思います。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号は終了いたしました。

◎報告第2号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第44、報告第2号 類似町村の産業振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 産業教育常任委員会事務調査報告をいたします。

調査事項。

（1）再生可能エネルギーの応用について。

（2）ダムの多面的活用について。

調査場所は、長野県の大町市、山形県鶴岡市でございます。

調査の目的とするところ。

類似町村の産業振興に関する調査を実施して、当町議会活動の一助とするものであります。

調査期間は、平成30年11月1日から11月3日、それから、山形県鶴岡市は平成31年2月20日、2月21日でございます。

調査委員は、長野県大町市については委員全員でございます。山形県鶴岡市は、宮議員を除いて全員でございます。

所感を示して報告といたしたいと思えます。

今回、視察した町川発電所は、用水路の急勾配箇所を活用した実例であり、用水路の維持管理等にとって条件のよくない部分を発電に活用できた、再生可能エネルギーの活用実例としては非常に参考になりました。

農業水路を利用した発電により、CO₂の削減はもとより、市のし尿処理施設の消費電力の85%を賄い、さらに年間1,000万円程度の売電収益を得ているのは、驚きに値するものであります。

担当職員の話聞いたところ、工事着工までには水利権の協議や水利者の承諾、関係機関の協議に非常に多くの時間と労力を費やしたとのことでありました。

平成22年4月から本格運転を開始し、当初はトラブルなど想定外の出来事が多く、発電実績が目標値の41%程度にとどまっていた。その後改良と経験を重ねて、現在の安定稼働と収益にたどり着くまでの困難な道のりについて話を聞くことができました。

維持管理の面では、取水した水のごみや落ち葉の流入が発電機の効率低下や故障の原因になることから、週に一、二回程度職員が維持管理を行ったり、小規模ながら発電所であることから、有資格の管理者を置く必要があり、維持管理費としては年間200万円から400万円程度の費用が必要であるとのことでありました。

また、システムの都合により初期起動に電力を要することから、災害時等の停電時には発電できないことや、農業用水を利用していることから冬期間は発電できないという、今後に向けた課題も聞くことができました。

このような再生可能エネルギーの活用は、経費節減、環境貢献、環境教育などの大きな可能性を持っている。大町市を訪れてみて、急峻な地形や気候など小坂町に類似していることが多く、それらの自然条件を生かし、小坂町においても再生可能エネルギーの活用の可能性があるのではないかと感じたところであり、実用化に向けて検討をして町に提言していきたいと思っております。

次に、鶴岡電気水道事務所での所感を申し述べます。

鶴岡電気水道事務所ですら所長や職員の方々から説明を聞いて、既存の水道水の圧力を利用した小水力発電がいかに魅力的であるかということがわかりました。

他の小水力発電事業において難題とされる水利権や関係機関との協議や許可が、浄水場から出て送水される水道水は適用外となっており、事業化へのハードルが低いことも魅力の一つであります。

懸念される事項としては、水道管で水車を回転させて発電するので、機械油脂等の混入がないように、油脂を使用しない水車を使用していることでありました。

ただ、有利な固定価格買取制度を利用する場合、現時点では補助事業の対象とならないことや、固定価格買取制度で売電する場合においては、小規模でも建屋が必要となるなど、事業を行う際の課題についても参考になりました。

既存の水道水を活用する場合、水量よりも落差が重要であることを解説していただいた。そして、小坂町の同様の落差がある減圧弁を設置した箇所への発電機の設置案について、そ

の有効性の可否について助言をいただきました。非常に参考になりました。

今回、視察した発電所は、山形県企業局が広域水道事業で行っている規模の水道管を活用したものであり、小坂町の水道事業で運用している水道管とは規模が違うが、小坂町の水道事業においても同様の手法が適用できるとすれば、極めて有益なものであると思われるので、身の丈に合った事業化の可能性について検討して町に提言していきたいと思っております。

以上、報告といたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。

◎報告第3号の委員長報告、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第45、報告第3号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 鹿兒島 巖君登壇〕

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） 議会運営委員会事務調査報告をいたします。

調査事項は、議会運営の活性化についてであります。

調査場所は、北海道福島町。

調査の目的であります。類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいということにあります。

調査期間は、平成30年10月17日から18日。

調査員は、以下の4名であります。

以下、所感を述べまして報告とさせていただきます。

事務調査の受け入れについて、事前に質問事項をお知らせしたところ、視察当日の意見交換を有意義に行いたいということから、事前に詳細な回答をいただき、当日は長時間にわた

り有意義な意見交換ができました。また、意見交換では、議長、副議長、運営委員長に対応していただき、当議会での視察受け入れ対応をする上で参考になりました。

議会と議員の自己評価の取り組みは、議員活動、議会活動が低下しないように繰り返して意識するように心がけて実施しており、この姿勢は学ぶべきと受けとめたところであります。

一般質問等に対して、執行部が検討します等の答弁をした場合について、その後の状況を調査し公表する、一般質問等答弁事項進捗状況調査については、当局が問題を先延ばしする答弁が少なくなったとのことであり、大変参考になりました。当議会でも、平成31年度から取り組みができるようにしたいと考えて対応してまいりました。

他市町村に比べて議会事務局職員、福島町4名ということでありまして、これ、全国平均では平均で2.5人ということですが、そのようにして多くの職員が所属をしており、議会白書を作成するなど事務局体制が強化されており、それだけ議員活動が活発化しているのだろうと感じました。

今回の研修で、改めて議会基本条例を全議員で再度確認して議員活動していくことが必要であると感じたところであります。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第3号が終了いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第46、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

それでは、これをもって平成31年第1回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時38分